

内水面における水産動植物の採捕の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1条 この方針は、京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号。以下「規則」という。）第33条第1項各号に規定する水産動植物の採捕の許可等のうち、京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）第3条第14号アの規定により水産事務所の長が専行することとされているものに関し、規則で定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可をする漁具又は漁法)

第2条 この方針により許可をする漁具又は漁法については、次のとおりとする。

- (1) まき網
- (2) 投網
- (3) 刺網
- (4) 敷網（四つ手網を含む。）
- (5) いさざ落し網
- (6) 水眼鏡又は水し眼鏡を使用して行う漁法

(許可をしない場合)

第3条 規則第33条第4項第1号の規定により許可をしない場合のうち、規則第10条第1号に掲げる漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者とは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第8条第2項の規定による報告を怠った者又は虚偽の報告をした者
- (2) 規則又はこの基準に定める事項を遵守せず、かつ基準を遵守しないことに対する京都府からの指導を受けた上で、なお指導に従わないことが認められた者
- (3) 申請を行った日から起算して過去3年以内に、別記に掲げる法令に違反し、罰金以上の刑に2回以上処せられた者

第4条 規則第33条第4項第2号の規定により許可をしない場合は、申請の内容が次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 流域の住民等により水産資源の保護、培養に資する取組が組織的、継続的に行われる次に掲げる河川の区域における採捕許可申請である場合
 - ア 大手川（湊橋橋梁から上流の区域）
 - イ 犀川（犀川橋橋梁から上流の区域）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

(条件)

第5条 あゆの採捕の許可について、採捕の期間は次の期間とする。

ただし、水眼鏡又は水し眼鏡を使用して行う採捕の許可については、この限りではない

あゆの採捕の期間
(1) 7月1日～9月30日
(2) 11月1日～翌年2月末日

(許可の申請に必要な書類)

第6条 許可の申請にあたっては、規則第33条第13項で準用する規則第8条第2項による書類として、次のものを提出(ただし、第1号に掲げる書類については、提示)しなければならない。

- (1) 申請者の本人確認書類(氏名、住所の記載がある公の機関が発行した顔写真付きの証明書で、申請時において有効なもの)
- (2) 申請理由書
- (3) 適格性に関する誓約書
- (4) 漁具の構造及び大きさを表す図面
- (5) 採捕をしようとする河川湖沼の区域図
- (6) 申請書を郵送により提出しようとする場合においては、印鑑証明書(この場合、申請書及び誓約書に証明された印影により押印することとし、第1号に掲げる書類の提示は要しない。)

(許可証の交付)

第7条 交付する許可証は、様式1による。

- 2 郵送による許可証の交付を希望する場合、その郵送方法は転送不要簡易書留によることとし、郵送費用は申請の際に送料分の郵便切手を提出することにより申請者が負担しなければならない。

(採捕結果報告書の提出)

第8条 採捕の許可を受けた者は、許可の有効期間中の採捕結果について、採捕の期間ごとに、別紙様式により、採捕の期間終了後1ヶ月以内に提出するものとする。

- 2 前項の報告を怠った場合又は虚偽の報告であるおそれがある場合は、漁業法(昭和24年法律第267条)第176条第1項の規定により報告を徴することとする。

(試験研究等の適用除外)

第9条 この基準は、試験研究又は教育実習等のための採捕許可については、適用しない。

(許可証の書換え)

第 10 条 規則第 33 条第 13 項で準用する第 27 条に規定する採捕の許可の書換え交付の申請は、規則第 33 条第 9 項第 1 号の住所、第 2 号及び第 3 号について行うものとする。

(申請書等の様式及び提出先)

第 11 条 規則及びこの方針に基づき申請又は報告等をする場合に使用する様式は、以下のとおりとする。

- (1) 採捕許可申請書 (様式 2)
- (2) 書換交付申請書 (様式 3)
- (3) 再交付申請書 (様式 4)
- (4) 代表者選定届 (様式 5)
- (5) 適格性に関する誓約書 (様式 6)
- (6) 返納できない旨の理由書 (様式 7)

2 規則及びこの方針に基づき申請又は報告等をする場合は、京都府水産事務所に提出するものとする。

【別記】

漁業又は労働に関する法令

(1) 漁業に関する法令

- ア 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- イ 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- ウ 臘虎臘肭獣獵獲取締法 (明治 45 年法律第 21 号)
- エ 外国人漁業の規制に関する法律 (昭和 42 年法律第 60 号)
- オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成 8 年法律第 76 号)
- カ 持続的養殖生産確保法 (平成 11 年法律第 51 号)
- キ 内水面漁業の振興に関する法律 (平成 26 年法律第 103 号)
- ク 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (令和 2 年法律第 79 号)
- ケ 規則
- コ ア～ケに基づく命令

(2) 労働に関する法令

- ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- イ 船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号)
- ウ 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)
- エ 労働関係調整法 (昭和 21 年法律第 25 号)
- オ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- カ 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)

- キ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- ク 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）
- ケ 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）
- サ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- シ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- ソ ア～セに基づく命令

附 則

- 1 この基準は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は内水面における水産動植物の採捕の実態及び水産資源の保護培養のための必要性に即し、随時見直しを行い、必要な変更を行うこととする。
- 3 この基準の変更及び運用に当たっては、京都府内水面漁場管理委員会の意見を参考にするものとする。

附 則

この方針は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）

この方針は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）の施行の日（令和 4 年 12 月 1 日）から施行する。

別紙様式

採捕結果報告書

京都府水産事務所長 様

令和____年____月____日

許可番号：_____

氏 名：_____

令和____年____月____日付け採捕許可（許可番号は上記のとおり）に係る採捕の結果（令和____年1月1日から同年12月31日までの分）について、下記のとおり報告します。

記

月	採捕を行った 日数	採捕した数量		特記事項等
		※	その他	
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				

※ 採捕の目的とする魚種名を記入すること。数量の単位（kg、尾等）もあわせて記入すること。

提出期限：採捕の期間終了後1ヶ月以内

様式 1

(許可番号)
○○○による採捕許可証
住 所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称)
1 採捕に従事する者の氏名及び住所
2 使用する船舶
(1) 船 名
(2) 漁船登録番号
3 許可期間
年 月 日から 年 月 日まで
4 条件
(1) 採捕の種類
(2) 採捕の区域
(3) 採捕の期間
(4) 使用する漁具の数
※上記のほか、漁業調整上必要な事項を記載する。
5 その他参考となるべき事項
年 月 日
京都府知事
印

様式 2

(使用する漁具又は漁法) による採捕許可申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記により水産動植物採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類 (※)
- 2 採捕する区域
- 3 採捕する期間
- 4 採捕する水産動植物の種類
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 8 その他参考となるべき事項

(※採捕の種類とは、漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)

様式 3

採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記により採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可を受けた年月日
- 4 書換えの内容

項 目	現在の許可証記載事項	書換え後の記載事項

- 5 書換えを必要とする理由

様式 4

採捕許可証再交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の採捕許可証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 許可証を亡失（毀損）した理由

様式 5

代 表 者 選 定 届

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
（以下、必要に応じて追加）

下記のとおり共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

代表者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称）

様式 6

適格性に関する誓約書

年 月 日

京都府知事 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）（以下、「規則」という。）
第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号について、以下のいずれにも該当しないことを
誓約します。

- 1 過去 3 年以内において、裏面に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、
罰金以上の刑に 2 回以上処せられた者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった
日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定
める使用人のうちに規則第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当す
るものがあるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【漁業関係法令】

- 1 漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)
- 2 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)
- 3 臘虎臘朥獸獵獲取締法(明治 45 年法律第 21 号)
- 4 外国人漁業の規制に関する法律(昭和 42 年法律第 60 号)
- 5 排他的經濟水域における漁業等に関する主權的權利の行使等に関する法律(平成 8 年法律第 76 号)
- 6 持続的養殖生産確保法(平成 11 年法律第 51 号)
- 7 内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)
- 8 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和 2 年法律第 79 号)
- 9 京都府漁業調整規則(令和 2 年京都府規則第 54 号)
- 10 1~9に基づく命令

【労働関係法令】

- 1 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- 2 船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)
- 3 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- 4 労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)
- 5 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- 6 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
- 7 船員法(昭和 22 年法律第 100 号)
- 8 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)
- 9 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- 10 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)
- 11 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- 12 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- 13 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- 14 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)
- 15 1~14に基づく命令

様式 7

返納できない旨の理由書

年 月 日

京都府知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（許可年月日）付け（許可番号）で許可されました〇〇による採捕許可証は、下記の理由により返納できませんので、京都府漁業調整規則第 33 条第 13 項で準用する第 30 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

（返納できない理由を記載すること。例：管理不十分により紛失した 等）